

令和7年度

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立天満中学校

1. いじめの定義

いじめとは…

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

【留意点】

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童生徒や関係児童生徒の様子を知る複数の教職員からの情報を統合し、校長が責任を持って行う。
- ②「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、塾や習い事等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ③「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含む。対等のけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ④インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑤「いじめ」の中には、犯罪行為に該当する可能性があり、早期に警察に相談又は通報することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期解決」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 本校の基本方針のポイント

本校では、上記いじめ基本認識の考えをもとに、「いじめの未然防止」を最優先課題としてとらえ、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指すことが、最も有効ないじめ防止策につながると考える。そ

のためには、本校の教育目標である「自学・自律・思いやり」を念頭に、「人間尊重の精神を基盤とした、国際社会の一員として、個性を生かし、自ら学ぶ態度と心豊かにたくましく生きる力」を育むことが重要である。

また、「いじめの早期発見」にも全力を尽くし、あらゆる手段を講じての情報の収集に努める。生徒からの情報を得る手段を講じることはもちろん、地域・関係諸機関との連携を強化することが必要である。

「いじめの早期解決」については、下記に挙げる「いじめ防止委員会」を中心とし、迅速かつ丁寧な対応を行うために、教職員が組織化されると共に、学校外の関係諸機関組織とも連携を図り、早期の問題解決に結び付ける。

【いじめ防止委員会の設置】

(1) 構成

① 常設委員

主任会（校長（委員長）、教頭、首席、学年主任、教務主任、生徒指導主事）

②臨時委員

生活指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

※1 いじめ防止委員会の委員長は、常設委員より校長が任命する。

※2 委員長の判断により、事案に応じて、該当する学級担任・該当部活動顧問等を加える。

※3 委員長の判断により、必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。

(2) 委員会の主な役割

①学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

②いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

③いじめの疑いに係る情報があった場合には、迅速な情報の共有、関係生徒への事実確認の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。

④基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、PDCAサイクルに照らし合わせた検証を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係諸機関との連携も図る。

⑤「いじめアンケート」の作成、実施、結果の検証

4. 「いじめの未然防止」についての取り組み

<基本姿勢>

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての生徒を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを全教職員で進めていく。

<未然防止のための取り組み>

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし「いじめは絶対に許さない」との認識を学校全体で共有する。
- ・教育活動全体を通じて生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、生徒の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・いじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団作りを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うこと、一人ひとりの居場所が確保できる集団作りを推進する。
- ・いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。

<今年度の重点項目>

(1) わかる授業の推進と学力向上

①『わかる授業づくり』の推進

「わかる授業づくり」のために、各学期において、校内授業研修会及び他の教員の授業参観を実施し、指導方法の振り返りや教材研究、授業改善に取り組む。

②『学びのある授業づくり』の推進

毎時間、全員の生徒に学習での自己肯定感を高め、達成感や充実感等を獲得させると共に、授業において話し合い活動等の共通実践を実施し、対等で尊重し合う関係を築き、学力の向上とともにいじめの未然防止にもつなげる。

(2) 生徒の主体性を持った活動の活性化と充実

① 集団活動・行事の充実

下記に示す行事活動において、各係生徒が中心やリーダーとなり主体的に取り組むことで、「やらされる」のではなく「やる」姿勢を身につけると共に、仲間を思いやる姿勢を身につける。

1)修学旅行の取り組み(3年)

2)体育大会・文化活動発表会の取り組み(全学年)

3)球技大会の取り組み(学年別)

② 生徒会活動の活性化

1) 「いじめ・いのちについて考える日(5月)」にはいじめ防止の啓発活動を行う。

(3) インターネット等におけるいじめ防止の啓発

個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても「家庭でのルール作り」等について理解を求める。

(4) 情報収集の徹底

① 取り組み評価アンケートの実施

年3回程度、各学期の取り組みについての自己評価を行う。

② 教育相談活動の実施

年3回(4・9・1月頃)実施し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにすると共に、「話す場」・「話せる場」を確保する。

5. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関りを持ち状況を把握する。

<早期発見のための取り組み>

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行う。
- ・定期的なアンケートや教育相談を行うことで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における生徒の様子の変化を把握できるようになる。
- ・「24時間子どもSOSダイヤル」「大阪市児童虐待ホットライン」等の学校外における相談窓口について広く周知する。

<今年度の重点項目>

(1) 「1週間を振り返ってシート」の活用

学活の時間(原則金曜日)において、「1週間を振り返ってシート」を配布し、どの様な事柄についても自由に書けるようにし、個々の状況把握に努める。

(2) スクールライフノートの活用

① いじめアンケートの実施

- 1) 毎月1回実施する。
- 2) いじめをうかがわせるような情報がある場合には、適宜アンケートを実施する。

② 心の天気の実施

- 1) 5月以降、毎朝、学活の時間に実施する。

③ 相談申告機能の実施

- 1) 5月以降、生徒が必要に応じて使用できるように実施する。

2) 相談内容を確認し、適宜、教育相談を行う。

(3) 教育相談活動の実施

教育相談を定期的に実施する。

実施予定月……4月・9月・1月

(4) 保護者との連携

PTAとの連携を深めることで、生徒の学校外での状況把握に努める。

- ① PTA 合同巡回の実施 …… 1月：堀川戎神社戎祭
- ② 学期末懇談による情報収集 …… 年2回(7月、12月)
- ③ 家庭訪問による情報収集 …… 年1回(4月)

(5) 関係諸機関との連携

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、指導・支援を図る。

①健全育成会議の実施

1) 実施時期……4月・9月・1月

2) 構成………学校長、教頭、生徒指導主事、曾根崎・天満・大淀各警察署生活安全課少年係、梅田少年サポーートセンター、北区役所福祉課、こども相談センター、教育委員会指導部中学校教育担当生活指導グループ、学校協議会会長、主任児童委員、各小学校校長(菅北・扇町・西天満・豊崎本庄)および生徒指導主担者、学校推進協議会代表、学校地域支援本部事務局、天満中学校PTA会長

②曾根崎警察署・天満警察署・大淀警察署の少年係との日常的な情報交換及び連携

③北区役所福祉課との定期的な情報交換

④主任児童委員との情報交換

6. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

- ・発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織で対応する。
- ・被害生徒に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また必要に応じて支援を要請する。

<早期解決のための取り組み>

(1) 学校内の組織

「いじめ防止委員会」を早急に開催し、委員長を中心とした組織により、迅速かつ確実に対応し、全教職員で問題の解決にあたる。

(2) いじめを受けている生徒への対応

- ・「私は一人ではない」「先生や友だちが見守ってくれる」という安心感を持たせ、被害生徒を見守り生徒の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・スクールカウンセラーによる相談を必要に応じて勧め、心の傷を癒すことに努める。

(3) 加害の生徒への対応

- ・いじめを受けた生徒や周囲の生徒から聞き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので絶対に許されるものではなく、いじめを受けた生徒に對し長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・加害生徒の背景に迫り、その立ち直りを支援する。

(4) 「観衆」や「傍観者」になっている生徒への対応

- ・はやし立てる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害生徒にとってはいじめによる苦痛だけでなく、孤立感・孤独感をますます強めることを理解させる。
- ・これらの生徒へも必要に応じて学級全体で話し合うなどし、「いじめ行為は相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない」という点をおさえる。

(5) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をするなどして丁寧に話を聞く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行う。
- ・今後の対応については、被害の生徒に対する心のケアや見守る体制等について説明し「いつまでに・何を・どのようにするか」という具体的な対応策を示す。

②加害生徒の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をするなどして丁寧に話を聞く。
- ・加害生徒を指導するという観点だけでなく、生徒理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・聞き取りから整理された事実を正確に伝える。その際、加害生徒の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決を目指した具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し援助を求める。

(7) 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を教育委員会へ報告し、その後の対応について協議する。

7. いじめの早期発見・早期解決のための体制

